

第4次豊中市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定（素案）

— 概要版 —

1. 計画改定の背景

豊中市における地球温暖化対策の経緯

◆豊中市域の状況

豊中市では、令和3年（2021年）2月に吹田市と「気候非常事態共同宣言」を行い、その中で2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組むことを表明しました。

これを受け、平成30年（2018年）3月に策定した「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ・マイナス70プラン）」を見直し、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定）～とよなか・ゼロカーボンプラン～」を令和4年（2022年）3月に策定しました。

この「とよなか・ゼロカーボンプラン」では、「市民1人あたり温室効果ガス排出量を、令和9年度（2027年度）までに平成2年度（1990年度）比で38.3%削減、令和32年度（2050年度）までに実質ゼロ」を目標に、市民向けの省エネルギー化推進の取組みや住宅等におけるZEHへの補助金事業などの取組みを進めています。

◆豊中市役所の状況

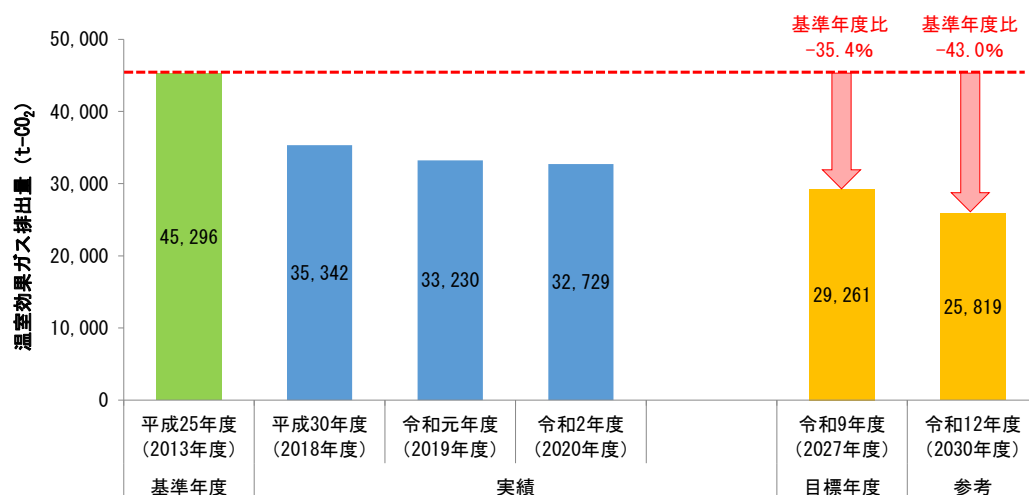
国の「地球温暖化対策計画」が平成28年（2016年）5月に閣議決定されたことを受け、平成29年度（2017年度）に「第4次豊中市地球温暖化対策実行計画」（以下、「第4次実行計画」といいます。）を策定し、令和9年度（2027年度）までに平成25年度（2013年度）比で35.4%削減することをめざし、目標達成に向けて取り組んできました。

この度、前述のとおり、2050年ゼロカーボンシティに向けて温室効果ガス削減の取組みをさらに進めていく必要があることから、「第4次実行計画」を改定することとしました。

第4次実行計画の中間総括

◆温室効果ガス排出量及び削減状況

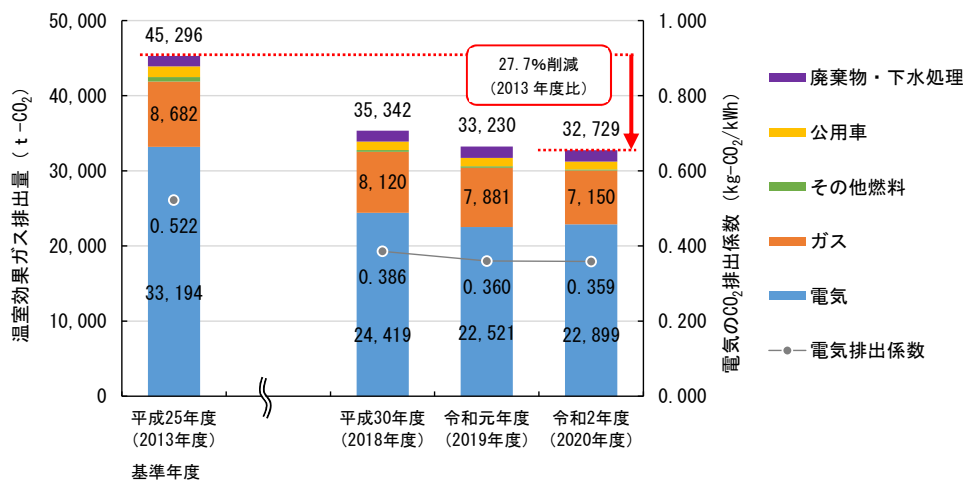
市役所の事務・事業にかかる温室効果ガス排出量は、現行の目標（令和9年度（2027年度）までに平成25年度（2013年度）比で35.4%削減）に向けて順調に削減できています。



事務・事業全体の温室効果ガス排出量（排出源別）の推移

◆ 温室効果ガス排出量及びエネルギー等使用量

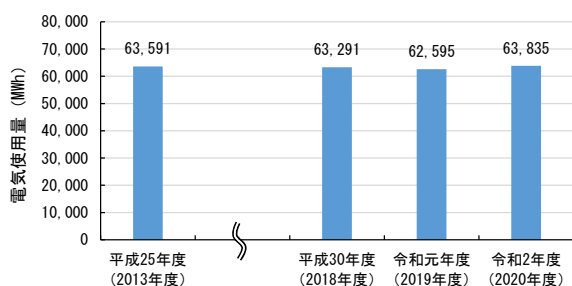
【排出源別の温室効果ガス排出量】



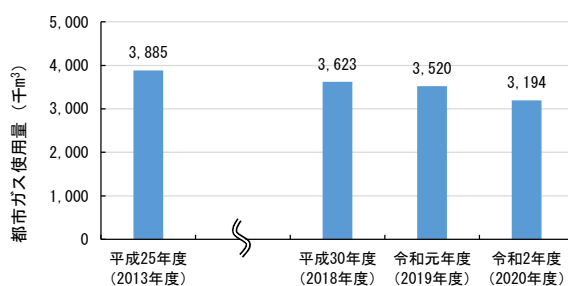
排出源別の温室効果ガス排出量

【電気・都市ガス使用量の推移及び部署別割合】

【電気】

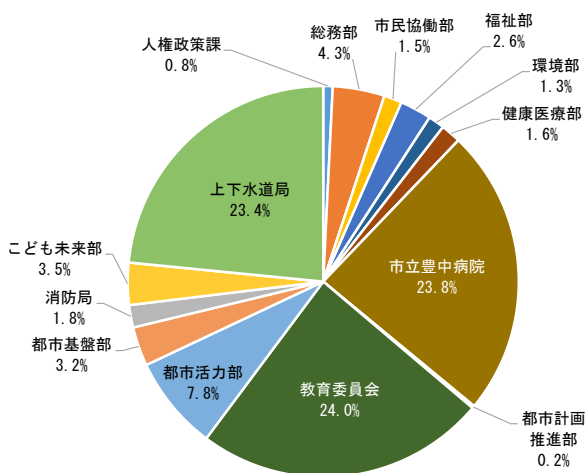


【都市ガス】

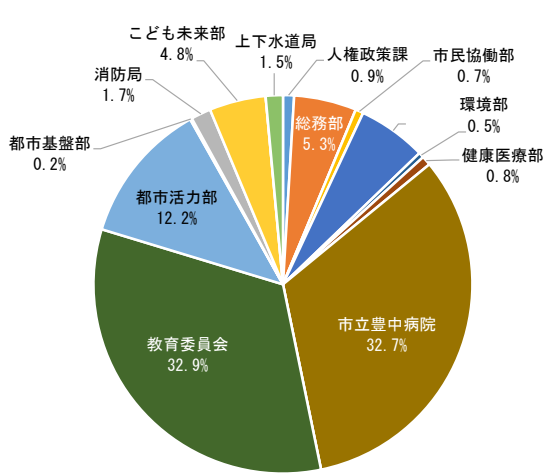


電気及び都市ガス使用量の推移

【電気】



【都市ガス】



電気及び都市ガス使用量の部署別割合 (令和2年度 (2020年度) 実績)

2. 計画の基本的事項

計画の目的

2050年ゼロカーボンシティ実現の目標達成に向けて着実に温室効果ガス排出量削減に取り組むため、「第4次実行計画」のこれまでの取組みを中間総括し、見直しを行うとともに、実効性を高めた推進体制や市職員への意識啓発等を強化することを目的とします。

関連計画等との位置づけ

「第4次実行計画」の改定にあたり、策定根拠となる法律及び国の計画、大阪府の条例、豊中市の上位・関連計画を踏まえて検討しました。

計画の期間

計画期間：平成30年度(2018年度)～令和9年度(2027年度) 基準年度：平成25年度(2013年度)

計画の対象範囲

◆事務・事業の範囲

本市の事務・事業の全て。(豊中市伊丹市クリーンランド、猪名川流域下水道事務所は対象外)

◆対象とする温室効果ガス

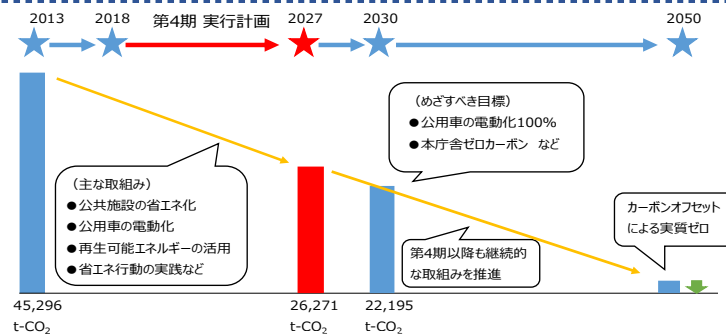
二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)

3. 計画の基本方針及び目標

2050年度までのロードマップ

2050年度カーボンニュートラルを達成するためには、徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギー等の最大限の活用が不可欠です。そのため、2030年度までに公用車の電動化100%達成、市役所本庁舎のカーボンニュートラルの達成などをめざします。

さらに、2030年度以降も取組みを継続的に推進することにより、2050年度のカーボンニュートラルの達成をめざします。

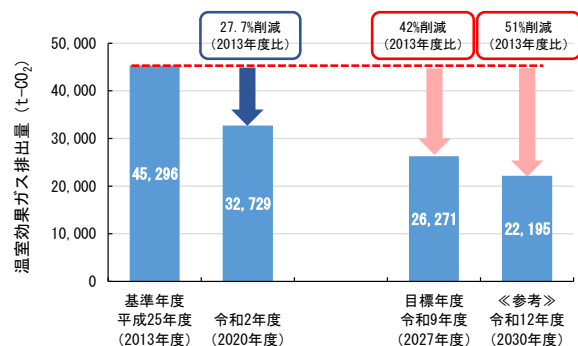


2050年度までのロードマップ

温室効果ガスの削減目標

令和9年度(2027年度)における温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で

42%削減



基本方針

- 基本方針1 設備導入・更新に関する取組み(ハード対策)
- 基本方針2 日常業務において実施する取組み(ソフト対策)
- 基本方針3 その他環境負荷の低減に関する取組み
- 基本方針4 事務局の取組み

4. 目標達成に向けた取組み

1 設備導入・更新に関する取組み（ハード対策）

(1) 公共施設における省エネルギー化

- 省エネ設備の導入
- 建物の省エネ化

(2) 公用車の電動車導入

- 公用車更新時等におけるゼロエミッション車の率先導入

(3) カーボンニュートラルなエネルギーの活用

- 再生可能エネルギーの導入
- カーボンニュートラルなエネルギーの活用

(4) 施設管理の適正化

- 公共施設の最適化の推進

2 日常業務において実施する取組み（ソフト対策）

(1) 省エネ行動の実践

- 照明使用の適正化
- 空調使用の適正化
- 事務機器やエレベーター等の使用の適正化
- 公用車使用の適正化
- エネルギー（電気・ガス等）使用の管理

(2) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ごみ排出量の削減
- 分別の徹底
- デジタル化の推進

3 その他環境負荷の低減に関する取組み

(1) グリーン契約（環境配慮契約）・グリーン購入の推進

(2) 木材利用の推進

4 事務局の取組み

地球温暖化等に係る情報の収集・提供

5. 計画の推進と進行管理

推進体制

本計画の推進に当たり、各部署に「環境委員」を配置し、取組みを進めます。

進行管理

◆進行管理

各部署において、年度当初に部局ごとの取組み方針を策定し、年度末に進捗状況を確認し、事務局に報告を行います。

取組みの実施状況やエネルギー等の使用状況及び温室効果ガス排出量のデータに基づき、環境委員会において計画の進捗について点検・評価、指示を行います。

◆結果の公表について

算定した温室効果ガス排出量は、市ホームページ等にて公表するとともに、庁内 LAN へ掲載し、全職員が閲覧できるようにします。

